介護予防･日常生活支援総合事業通所介護重要事項説明書

1. うつくしの里＜デイサービスセンター＞の概要

（1）サービス提供場所の名称、所在地等

事業所名	うつくしの里デイサービスセンター	
所在地	松本市大字里山辺字藤井９１０－１	
介護保険事業所番号	2070200288	
相談窓口	電話　３９－２２６６	担当　　本沢　行子

（2）事業所の職員体制

職　名	施設長	生　活相談員	介護・看護職員	機能訓練指導員	事務職員
人　数	１名	２名以上	６名以上	１名	１名

（3）設備の概要

定　　員	３５名	介護者教育室	１室	
食堂兼機能訓練室	１室　（140．9㎡）	休養室	２室	
浴　　室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	7台	送迎車には、軽自動車3台を含みます。

（4）営業日、営業時間

営業日　　月曜日　～　土曜日
　　ただし、年末年始　１２月３１日～　１月２日を除く
営業時間　　午前８時３０分　～　午後５時３０分
サービス提供時間　午前8時30分　～　午後5時20分
　　ただし、利用者により異なるので通所介護計画書による。

2. サービス内容

○ 送迎　○ 食事　○ 入浴　○ 健康管理　○ 生活相談
○レクリエーション　○ 個別機能訓練　○　口腔機能向上　等

3. 利用料金

○ 〔契約書別紙〕の利用料金によります。

○ キャンセル
お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。
☆ご利用日の前日午後５時までにご連絡いただいた場合　無料
☆ご利用日の前日午後５時までにご連絡がなかった場合　５００円（昼食材料代）

○ お支払方法
１、毎月１０日までに前月分の請求を（キャンセル料含む）致しますので、一週間以内にお支払いください。
２、お支払いいただきますと、領収書を発行します。
３、お支払い方法は、指定金融機関への振込が原則ですが、現金でもお支払い可能です。契約時にご相談いたします。

4. 健康上の理由による中止

①風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

5. 当施設におけるサービスの特徴

＜施設の運営方針＞

利用者が居宅においてその有する能力に応じた日常生活が営めるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかる。

6. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずる他ご家族の方に速やかに連絡いたします。

7. 非常災害対策

施設の防災計画に基づき防災訓練等を実施し、非常時の災害に備えています。尚、防火管理にご協力ください。

8. 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第３者に漏らしません。また、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者から同意を得た上でこれを行います。

9. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 身体拘束その他行動制限

事業所及びサービス従業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

事業者が、利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分な説明を行います。この場合、事業者は事前に利用者の法廷代理人、任意後見人、利用代理人もしくは家族に十分説明し、同意を得ます。またサービスの提供記録にその内容を記載します。

11. 虐待防止に向けた体制等

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果につて職員に周知徹底をします。また虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発防止策を講じるとともに松本市へ報告します。

１２．契約の解除

利用者、その家族または関係者が、事業者や職員、他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合には、契約解除します。

〔本項目に該当する具体例〕

セクシャルハラスメント行為、暴行行為、脅迫行為、侮辱行為、誹謗中傷、感情的・理不尽な要求、威圧的・攻撃的な言動、悪意・敵意ある言動、悪質な流言飛語、虚言等により、職員、たの利用者を困惑・萎縮させ、正常なサービス提供が困難となった場合。

13. サービス内容に関する相談、苦情

通所介護に関する相談、要望、苦情等は生活相談員か次の窓口までお申し出ください。

当事業所の相談窓口	担　当　本沢　行子	
電話番号・受付時間	３９－２２６６	月曜日～土曜日　午前８：３０～午後５：３０
松本市役所高齢福祉課		
電話番号・受付時間	３４－３２１４	月曜日～金曜日　午前８：３０～午後５：１５
国保連合会苦情窓口		
電話番号・受付時間	０２６－２３８－１５８０	月曜日～金曜日　午前８：３０～午後５：００

デイサービスセンターでは、みなさまからのご相談、ご要望、苦情等の解決に次のように取組みます。また、万が一不利益な扱いを受けた場合は、責任ある対応を取りますので、苦情解決責任者までお申し出ください。

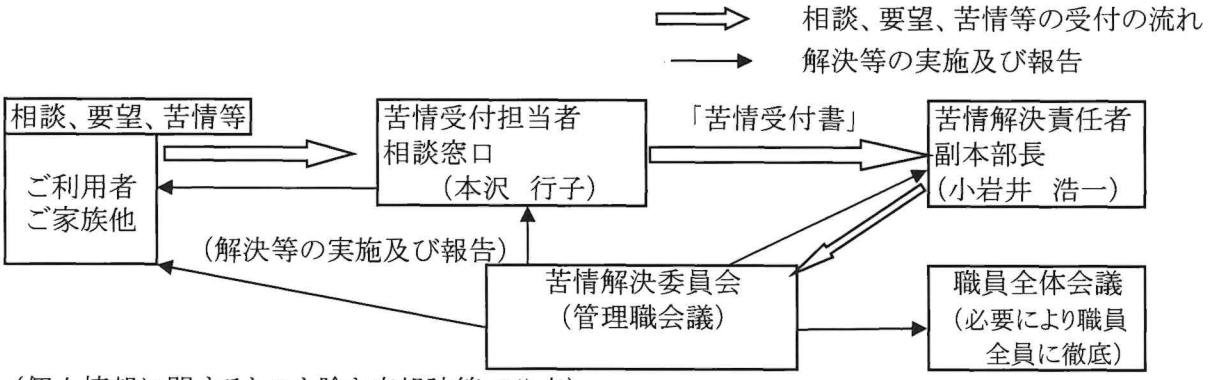

（個人情報に関するものを除き広報誌等で公表）

14. 当法人の概要

（１）名称　　社会福祉法人ジェイエー長野会

（２）代表者　　上原　孝義

（３）施設、拠点

①介護老人福祉施設	12施設	⑦通所介護	13ヶ所
②短期入所生活介護	9ヶ所	⑧訪問介護	9ヶ所
③養護老人ホーム	2ヶ所	⑨訪問看護	1ヶ所
④認知症対応型共同生活介護	5ヶ所	⑩居宅介護支援事業所	10ヶ所
⑤小規模多機能型居宅介護	4ヶ所	⑪地域包括支援センター	3ヶ所
⑥障がいサービス	2ヶ所		

令和　年　　月　　日

通所介護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者　　所在地　　松本市大字里山辺字藤井９１０－１

名　　称　　うつくしの里デイサービスセンター

説明者　　所属　　うつくしの里デイサービスセンター

氏名　　本沢　行子

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者　　住所

氏名

代理人　　住所

氏名

利用者との続柄　　（　　）

〔契約書別紙　介護予防・日常生活支援総合事業〕　　改定日　令和　8年　6月　1日

○ 担当者　　氏名　　本沢　行子

○ 通所介護の内容

ご利用場所　　うつくしの里デイサービスセンター

営業時間　　午前８時３０分　～　午後５時３０分

サービス提供時間　午前8時30分　～　午後5時20分

ただし、利用者により異なるので通所介護計画書による。

ご利用可能　　食堂兼日常動作訓練室　140．9㎡

設備等　　休養室

浴室（普通浴槽・特殊浴槽）

送迎車　　普通車４台、軽３台

サービス内容　　介護予防通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、口腔機能向上、その他必要な介護等を行います。

○ 利用料　（1ヶ月当り）

① デイサービス利用料

対　象	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
サービス事業対象者（週1回程度） 要支援　1	20，421円	2，042円	4，084円	6，126円
サービス事業対象者（週2回程度） 要支援　2	41，127円	4，112円	8，225円	12，338円

＊介護職員処遇改善加算Ⅰ　12%が含まれています。地域単価10.14円の金額になります。

＊送迎がない場合は、1回につき48円（1割）、96円（2割）、143円（3割）を引いた金額になります。

② その他利用料金

	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)	
サービス事業対象者（週1回程度） ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化要支援1	100円	200円	300円	1月
サービス事業対象者（週2回程度） ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化要支援2	199円	399円	599円	1月
口腔機能向上	170円	340円	510円	3か月以内の期限に限りひと月1回まで
科学的介護推進体制加算	45円	91円	136円	1月

＊介護職員処遇改善加算Ⅰ　12%が含まれています。地域単価10.14円の金額になります。

③ 昼食費　　1食当り　　800円（全額自己負担）

※その他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

契約日　　令和　　年　　月　　日

利用者　　住所

氏名

代理人　　住所

氏名　　（利用者との続柄：　　）

事業者　　所在地　　松本市大字里山辺藤井910-1

名称　　うつくしの里デイサービスセンター

代表者　　事業所長　　本沢　行子